

平成28年度

第2回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

平成28年5月31日

平成 28 年度 第 2 回越知町農業委員会総会会議録

平成 28 年 5 月 31 日 越知町農業委員会総会を越知町役場 3 階大会議室に召集された

1 会議日 平成 28 年 5 月 31 日（火）午前 9 時 00 分～9 時 50 分

2 出席委員（13 名）

1 山崎 耕助	2 藤原 幸子	3 松井 邦夫	4 中内 京子
5 楠瀬 克之	6 齋藤 秀夫	7 齋藤 俊彦	8
9 大原 利武	10 片岡 政彦	11 和田 昌夫	12 片岡 久一郎
13 岡林 富士男	14 須内 啓次		

欠席委員（1 名） 箭野 正昭

事務局職員出席者（2 名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 6 号 非農地証明願いについて

議案第 7 号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

【追加】

議案第 8 号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5 その他

6 閉会

開会及び会議 午前9時00分

会 長 只今より平成28年度第2回農業委員会総会を始めたいと思います。
本日の署名委員を発表いたします。藤原委員、松井委員、よろしく願い
いたします。本日は、箭野委員が欠席でございます。
それでは議題に入ります。
議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願い
いたします。

事 務 局 はい。1番。譲渡人が〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇〇〇さん
で、調査委員は藤原委員にお願いしております。土地が〇〇字〇〇〇〇273
ーイ、地目は台帳が畑、現況も畑で、面積が416㎡です。他1件の合計2筆
です。事由は売買となっております。以上です。

会 長 はい。それでは調査委員の藤原委員、お願いします。

2番委員 はい。5月26日に調査しました。ここは町道下山内線の女川の朝日公園よ
り東で、100mぐらい行ったところで北に下りようになっていますが、そこ
からちょっと入ったところです。この畑は今までも〇〇さん所有ですが〇〇
さんが菜園とか、柿も植えてます。ずっと借りて作ってたようです。今回譲
ってくれるという事で、売買という形で取得したようです。東側は〇〇さん
の畑、西側は町道女川5号線があります。南側は譲受人の〇〇さんの住宅と
東側は〇〇さんの畑になっています。北は〇〇さんの住宅と隣が菜園で、〇〇
さんの畑になっています。ちゃんと今も畑で作ってますし、問題ないと思いま
す。以上です。

事 務 局 すみません。先ほど言い抜かりましたので付け加えさせてください。農地法
第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは、書面にて確認しており
ます。それと今日配りました資料の方に現地の写真などを付けておりますの
でご参考にしてください。

会 長 はい。ただいま調査委員から報告がありましたが、ご意見を。
(質問、意見なし)
議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお
願いします。

(全員挙手)

はい。全員です。

会 長 議案第5号農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。番号1。申請人〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇2547番2、地目は畑で、面積は284㎡の内の33㎡。転用事由は墓地ということで、去年の7月の農業委員会総会の方に第4条の転用申請ということで出ておりました。平成27年8月27日付で県の方からも転用の許可が下りております。変更承認の事由は期間の変更という事です。

会 長 はい。議案第5号については、昨年出ておった許可申請の墓地の完成が先に延びるということですので、もう現在基礎は打ってますので、地目的には転用になってますけど、完成が遅れるということ、委員会の方さえ問題なければいいと思いますがどうですか。

(質問、意見なし)

議案第5号4条の規定による許可後の事業計画変更申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員です。

会 長 議案第6号非農地証明願いについて事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。番号1番。申請人が〇〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は片岡久一郎委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇〇〇4318番。地目は畑で、面積は277㎡。

それから2番目は、申請人が〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は齋藤秀夫委員に〇〇をお願いして、〇〇は齋藤俊彦委員にお願いしております。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇5163番1。地目は畑、面積は1983㎡、利用状況は昭和50年頃から山林であったということで、桐見川は他7筆の全部で8筆です。あと〇〇〇字〇〇4941番、同じく現況が山林のところなんですが、合わせて合計9筆になっております。以上です。

会 長 はい。それでは片岡久一郎委員をお願いします。

12 番委員 はい。5 月 28 日に調査しております。場所は〇〇〇の〇〇〇〇のところ、ヘアピンカーブのところで、北側は山林で南側は〇〇〇〇、東側は畑、西が町道です。雑種地で、何ら問題ないと思います。

会 長 はい。続いて 2 番、齋藤秀夫委員お願いします。

6 番委員 5 月 28 日に現地調査に行きました。〇〇〇〇というところは西の一番端の部落から県道 18 号を約 500m ぐらい仁淀川沿いで、4、50 年ぐらいの山林です。何ら問題ありません。それから〇〇〇〇ですが、端の部落からひと山越えたところです。ここも見ての通り 40 年 50 年の山林で、何ら問題ありません。以上です。

会 長 はい。それでは齋藤俊彦委員お願いします。

7 番委員 報告いたします。5 月 28 日に調査をしました。山林で、周囲も山林です。以上です。

会 長 はい。議案第 6 号についてはそれぞれ調査委員から報告がございましたが、何かございませんか。

(質問、意見なし)

それでは議案第 6 号非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員です。

会 長 議案第 7 号と議案第 8 号を一緒にしたいと思いますので、よろしくおねがいします。議案第 7 号、議案第 8 号越知町農用地利用集積(協議)でございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、越知町長から諮問があったので、審議を求めます。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。まず第 7 号からご説明させていただきます。1 番。貸し手は〇〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇〇の〇〇〇〇さん。利用権の種類は使用貸借再設定で、期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日の 3 年となっております。土地の所在は〇〇〇字〇〇1497。他 9 筆の田が全部で 10 筆の、4986 m²です。

2 番。貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手が〇〇の〇〇〇〇さん。利用権

の種類は使用貸借新規設定で、期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日の 3 年となっております。土地の所在は〇〇〇字〇〇1500 番他。合計、田が 2 筆の合計 759 m²と畑が 5 筆の 1219 m²となっております。

3 番。貸し手が〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇さん。利用権の種類は賃貸借再設定で、期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日です。土地の所在は〇〇字〇〇〇1159 番で、合計、田が 1 筆で面積は 638 m²です。

続きまして議案 8 号も説明させていただきます。1 番。貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇〇の〇〇〇さん。利用権の種類は賃貸借再設定で、期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日です。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇3369 番他。田が 1 筆と畑が 1 筆の合計 335 m²となっております。

2 番。貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇〇の〇〇〇さん。利用権の種類は賃貸借再設定です。期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日の 3 年です。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇3371 番 ほか、田が 1 筆と畑が 1 筆の合計 2 筆で 1076 m²になっております。

3 番。貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇〇の〇〇〇さん。利用権の種類は賃貸借再設定です。期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日の 3 年です。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇3397 番で畑が 1 筆の 743 m²となっております。

利用権に関しましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを確認しております。以上です。

会 長 はい。只今議案第 7 号、第 8 号と説明がございましたが 7 号 8 号とも協議事項でございますので、よろしく願いいたします。

会 長 はい。議案第 7 号第 8 号については越知町農用地利用集積（協議）でございました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、越知町長から諮問があったので、審議を求めます。

（質問、意見なし）

賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員です。ありがとうございました。

会 長 それでは本日の議案につきましては以上ですので、議事を終わります。続いてその他に入ります。小休します。

閉会 午前 9 時 50 分